

広報 ゆざわ

湯沢町民憲章

わたしたちのねがい
 美しい自然にまつまけた雪のまち湯沢
 清らかな愛情あふれるまち
 すこやかな舌力みなぎるまち
 さわやかな誰もが訪ねたいまち
 みんなで力をあわせ
 豊かで明るく住みよい
 文化の香り高いまちをつくりましょう

■発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
 ☎ 025-784-3451 ◀ ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>



中越大地震復興企画「希望への灯り100日間」そして、今年も町内外の方々へ新潟県の玄関口、越後湯沢から元気な新潟をアピールしようと希望への灯り実行委員会は2月18日(土)、「キャンドル・ライブ'06」を湯沢中央公園で開催しました。

会場内には約5千本のキャンドルとぼんぼりの火が灯され、会場中央に作られた「雪のピラミッド」のキャンドルにゲストの加山雄三さんと地震で被災された川口町の田麦山小学校の児童による点灯式が行われました(写真下)。

また、カルチャーセンターアリーナでは「サウンドパーク」が開かれ、子ども雪雷太鼓やコカリナ演奏が披露され、加山雄三さんのトークショーも行われました。



主な内容

町長施政方針演説	2 ~ 5
国民健康保険	6
年に一度は人間ドック	7
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	8
バイク・軽自動車などの届出は4月1日までに	9
新たな介護保険制度が始まります	10 ~ 11
町の奨学金貸与と就学援助	12
違法駐車取締りが変わります	13
お知らせ	14

町長施政方針演説（要旨）

3月7日、町議会の開会に先立ち、町長から平成18年度の施政方針が表明されました。ここでは、その要旨を掲載します。

行政改革の推進

年々、町の財政状況が悪化する中で、行財政改革への取り組みは極めて重要な課題です。

平成17年度から平成21年度までを改革期間とする「第四次行政改革大綱」が策定され、方向性が示されました。まちづくりの基本は、住民参加による住民の力が不可欠です。行政と住民が一体となって協力し合い、まちづくりが進められるシステムの構築を目指し、湯沢町自立プラン」の推進に向けた検討委員会の設置に取り組んでいきます。

総合計画「後期基本計画」

湯沢町総合計画「後期基本計画」は、湯沢町のまちづくりにおいて基本的な方向を示すもので、具体的な施策の検討や行動にあたっての指針を示すこととなります。有識者等で審議・策定した結果、その答申を受け3月中には後期基本計画を決定し、平成18年度から22年度の5か年間の基本計画を明示するとともに、これに基づいた計画的なまちづくりを行っていきます。

情報の伝達

広報活動の充実

行政が住民と「協働のまちづくり」を推進するためにも、

防災対策

行政情報の共有が不可欠であることから、広報紙やホームページを充実し、分かりやすい表現に努めていきます。

住民の自主的な初期消火、避難誘導、救護等の防災活動が重要であることから、自主防災組織の育成を図ります。災害発生時には、町と関係機関、そして地域住民が一体となった応急、復旧対策にあたる体制を確立し、計画的な防災施設の整備を図ります。

国土調査事業

地籍調査を土樽地区から実施してきましたが、土樽地区における平地の調査においては、平成19年度には終了する見込みとなりました。

正確な土地の記録である「地積図」と「地籍簿」が、地籍調査の成果として不動産登記に反映され、不動産登記の精

度が高まり、土地取引の円滑化や行政の効率化等、幅広い分野において有効に活用されることを期待してまいります。

町税等徴収対策

町税徴収は極めて厳しい現状にあります。歳入の根幹をなす町税等の収入の確保を重要課題として取り組んでいきます。

平成18年度においても、徴収率の数値目標を設定した中で滞納額の縮減を図り、さらには新規滞納の抑制に努めます。そして、町税等徴収嘱託員については、東京事務所2名、湯沢町内担当2名の体制としていきます。昨年同様の徴収額、臨戸件数を上回る実績となっており、さらにきめ細かな臨戸徴収を行い、徴収業務の充実を図ります。



また、収納課の体制については、今年度から2年間の予定で、県と職員相互派遣交流事業」を実施します。

なお、都市銀行等での口座振替やコンビニエンスストアでの収納を実施し、納税環境の整備充実を図ったことにより、納付における苦情や要望がほとんど無くなっています。さらに、この制度を周知し、徴収率の向上へ繋げたいと考えています。

快適な生活環境に向けて

生活環境衛生の向上

湯沢町衛生組合をはじめとした関係機関と連携し、町内

の環境清掃美化活動や不法投棄防止活動、そして昨年度に実施できなかった粗大ごみ特別収集事業等の実践活動に積極的に取り組むなど、きれいで快適なまちづくりを進め、生活環境衛生の向上を図っていきます。

下中子地内土壌汚染調査

昨年、土壌汚染概況調査を実施したところ、揮発性有機化合物では、11項目中平成8年度調査で確認されたテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの他4項目が検出され、重金属等では、鉛及びホウ素が基準を超えて検出されました。

検出された有害物質の深度や方向を特定するための詳細調査を、本年度及び来年度の2か年計画で実施し、土壌汚染の範囲を確認した中で、今後の処理対策並びに有効な土地利用等を検討したいと考えています。

上中子宅地分譲

上中子宅地分譲については、平成15年より第1期分24区画の分譲を始めたところ、残念ながら1件の成約を見ない状

況ですが、分譲価格を見直し、借地権方式の導入等分譲方法を再検討し、下中子町有地と一体となった土地利用等の手法を検討したいと考えています。

水道事業

「安全で安心して飲める水の安定供給」を図るため、水源の確保と水質管理の徹底を図ります。また、石綿管等の更新などの施設整備も計画的に進めていきます。

そして、水道事業会計の健全な経営に努めるとともに、サービスの向上に努めます。

下水道事業

公共下水道の基幹的な整備は、管路等の布設が困難な地域等を除き終了しましたが、今後は、未整備地区である三俣・二居地区の調査策定に着手し、下水道の整備促進を図りたいと考えています。

また、収入が確保され、下水道事業の健全経営が行えるよう、下水道使用料の検討や戸別訪問等による下水道への継続の勧奨、ディスプレイの導入の検討等と併せて、下水道使用料の滞納整理に取り組ん

ていきます。

温泉管理事業

温泉集中管理事業は民営化すべく、昨年11月に受け入れ母体である「湯沢温泉管理有限会社」を源泉者の出資で立ち上げ、本年1月には事務所を開設し、関係機関との協議も進めているところです。

本事業の民営化については、協議開始より5年間の歳月が過ぎましたが、4月1日より新会社に事業譲渡し民営化します。

人々が安心して

健やかに暮らせる
福祉社会をつくるために

社会福祉の向上

障害者福祉では、精神障害者を含めた身体・知的障害者支援のために「障害者自立支援制度」が設けられ、平成18年度から新体系のもとで障害者の自立支援に向けたサービスが実施されます。

社会福祉の推進には、社会福祉協議会を中心に町民ボランティアの皆さんとともに、民生委員や福祉関係団体及び地域との連携を深め、要援護

者の支援を進めていくことが大切です。

健康づくりの推進

町民と地域と行政が一体となり、健康づくりを目指したファミリー健康プランを策定して3年目となりました。

検診事業では、昨年度から未受診者の受診対策を強化しながら、保健医療センターを利用した施設検診をさらに充実し、生活習慣病予防活動を実施していきます。

子育て支援の充実

子育て世代がより働きやすくなるために、保育時間の延長や一時保育、学童保育を実施し、また通年における土曜日の一日保育等の環境整備を行ってきました。今後も、働く子育て世帯等を応援するため、延長保育の時間拡充や日曜祝日等に対応できる休日保育について、拠点園での実施が可能であるか検討するとともに、会員組織として地域で子育てについて助け合うファミリーサポートセンター

の開設を目指します。

国では、幼稚園と保育園を一体としてとらえ、一元化する総合施設の検討が進められてきました。町の保育園では、今までも絵や道具を使って文字や数に興味を持たせる教育的な取り組みを行ってきました。今後も、遊びの中の学びを取り入れた教育的機能を町の保育計画の中に積極的に組み入れることにより、子ども達が精一杯自分の思いを表現し、何かに取り組もうという意欲や姿勢が育める幼児教育を進めていきます。



職場体験のため保育園を訪れた中学生と遊ぶ園児
(中央保育園)

国民健康保険事業

被保険者の健康保持の増進を図ることを基本として、国保財政の安定的運営のため、収納率の向上と保健事業活動を重点的に取り組んでいきます。

収納率の向上としては、国保は相互扶助で成り立っている制度であることの周知を含め、納税相談や短期被保険者証、資格証明書等の発行を適正に行うなど納税を促します。国保の増大していく医療費支出に対しては、生活習慣病の予防や健康づくり運動の推進が、医療費の伸びの抑制に繋がることから、これらの保健事業活動を実施します。

介護保険事業の運営
介護保険制度が大きく改正され、介護保険事業として新たな3年間が始まります。「在宅介護支援センター」に替わり、「地域包括支援センター」を組織し、介護予防を重視した介護サービス事業を推進していきます。

また、介護予防事業として、「引き続き、けんこつ体操教室」「温水健康体操教室」「機能回復訓練」等を実施していきます。

病院事業

（社）地域医療振興協会のご努力により、病院事業は順調に運営がなされ、経営は健全に推移しています。また、保健医療センターを中心に、保健・医療・介護・福祉を一体化したサービスが図られています。さらに、保健医療センターは地域医療を目指し、町民の医療機関「かかりつけ医」として、また、観光地湯沢を訪れる皆さんに安全・安心の気持ちをお伝えられる施設として、信頼されるよう実績を積み重ねていきます。

産業の活性化に向けて

観光・商工の振興
観光産業の発展・衰退が、町の産業全てに影響する産業構造にある実態から、今後、観光団体・商工団体と協働し、四季型観光を視野に入れた新たな発想による展開によって、厳しい地域間競争に打ち勝負努力をしていきます。

湯沢町を訪れた全ての旅行者に対し、おもてなしの心で迎える真の観光地づくりを目指します。そのためにも観光立町推進会議の活動を充実強

化し、啓発と実践を行っていただきます。

また、国際観光の促進を図るため海外マーケットを研究し、四季彩豊かな湯沢町の情報を国外に向け発信するとともに、受け入れる体制の整備を行うなど、外国人客誘致交流事業を官民一体で取り組んでいきます。

農林業の振興

湯沢町の農家は、ほとんどが兼業農家であり、かつ小規模零細農家が多いため、これらの制度の適用を受け難い環境にあります。新しい米政策の趣旨を徹底し、積極的な対応に努めます。

地消地産運動を推進し、湯沢産農産物の育成と観光農園の推進を併せて、消費の活性化を図ります。そのため、体験工房「大源太」をふるさと味覚体験の拠点のひとつとして、今後も引き続き支援するべく体制整備を進めていきます。

町有林は貴重な町有財産であると同時に、国土の保全、水資源の涵養等公益的機能も大きいことから、適正な管理と整備を進めます。

観光事業の経営改革

昨年当初より「観光事業検討会」を立ち上げ、幅広く検討を行ってまいりました。

結果、民間経営に委ねることとし、日本ケープル株式会社と協議を行ってまいりましたが、昨年11月まで両者合意には至りませんでした。今後も引き続き協議を進めていき、平成18年度内の早期基本合意に向け取り組んでいきます。よって、現在は民営化に向け協議中であるため、平成18年度予算においては年間予算を編成し、事業を進めていきます。

社会基盤の充実に向けて

三俣地域振興対策
四者協議会において、要望項目を清津川護岸整備・国道17号・道の駅・街なみ環境整備など関連項目ごとに分類し、事業の実施に向けて協議を重ねています。

今後も、これらを踏まえ地元協議会を窓口として、地域の皆さんと地域振興策の総合的な合意形成と問題解決に努めていきます。

また、並行して国・県に対し、

国県事業の早期実現と町に対する財源支援の要望活動を積極的に展開していきます。

まちづくり交付金事業
平成16年度に創設されたまちづくり交付金制度の導入を図ることにより、長年の懸案であった船沢橋や土樽自然公園の財源確保に努めるとともに、地元主体の提案事業であるカタクリ群生地整備やハタルが生息する小河川の整備などに補助を行い、町と地元が協働する中で対象地域となる土樽西地区の整備を行い、地域振興に寄与したいと考えています。

バリアフリー歩行者空間 ネットワーク事業

平成16年度に策定した「湯沢町交通バリアフリー基本構想」に基づき、越後湯沢駅を起点に公共施設や福祉施設への道路を整備することにより、高齢者や障害者の社会参加を支援し、活気ある市街地形成に寄与することを目的に、「交通安全統合補助事業」を導入し事業実施を行うもので、本年度調査費を計上しました。

中央公園整備

平成16年度に計画変更を行い、これに基づき17年度より工事着手し、平成21年度までの5か年間で、芝生広場の造成を中心とした周辺整備を行い、住民はもとより観光客の憩いの場となるよう進めていきます。

国道整備促進

国道17号の三国トンネルは、完成から40年を経て老朽化が進み、幅員も狭くなっていることから、平成12年に湯沢町と群馬県新治村（現みなかみ町）とで同盟会を組織し、新トンネルの整備を要望してきました。

平成16年度より、トンネル区間2.3kmの計画で調査設計に着手したとのものであり、今後は1日も早い着工に向け引き続き国、県及び地元国会議員に対し要望活動をしていきます。

県道整備促進

街路中央線（県道神立湯沢線）の谷地から楽町間については、平成17年度に70mを県単事業として着工したところであり、昨年10月には国の事

業認可が決まり、残り330mの区間で工事説明会や用地測量が開始されました。

今後は、用地契約や工事に順次着手していきますので、ご理解と協力をお願いいたします。

交通安全対策

交通安全運動の重点として、シートベルトの全座席着用について呼びかけるとともに、

参加・体験・実践型の交通安全全教室等の開催や反射材などの効果の周知と普及・活用を促進で高齢者の交通事故防止

に努めます。また、各季の交通安全運動の中で実施される交通指導車による啓発、街頭指導所の設置及び訪問指導活動等を通して飲酒運転追放や違法駐車防止にも取り組みます。

未来につながる

豊かな教育・文化を育むために

学校教育の振興

各学校では、ふるさとを愛し誇りに思う子ども達を育てたいと、地域教育・環境教育を核にして総合学習に取り組んでいます。また、小規模校・小規模学級



総合学習の一環で役場を訪れた三国小学校の児童

規模校・小規模学級のよさを生かし、一人ひとりを大切にしたい個に応じた指導を進め、基礎・基本の確実な定着を図りながら、自ら学ぶ意欲や態度を養うことを重点目標に掲げています。

湯沢町学校教育

研究協議会と連携し、まず教師の教える力、指導力の向上について、互いに授業の参観や学力を

分析して課題解決を目指し、各学校が一緒になって学習指導の研究に積極的に取り組んでいきます。

生涯学習の推進と文化振興

今年で第11回を迎える「越後湯沢全国童画展」については、全国的にも高い評価を受けていることから引き続き実施するとともに、入賞・寄贈作品の有効活用を進めていきます。

「雪国館」はリニューアルし、町史編さん資料の収蔵も終わりましたので、今後は広報活動の充実に取り組んでいきます。

冬季インターハイ・スキー

国体準備に向けて「第57回全国高等学校スキー大会」「第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会」の開催に向け、県・関係団体・開催地市町村が一体となり、諸準備を進めています。

湯沢町準備委員会を湯沢町

実行委員会に変更し、組織の強化とより具体的な作業を積極的に進め、また大会の運営については、簡素にして効率性をモットーに、最低限の経

費で開催できるように節減に努めていきます。

平成20年度の湯沢スキー国体を目指して選手強化を進めていきます。

国際交流事業の推進

昨年、湯沢中学生海外派遣事業を実施し、アメリカ・ソルトレイク郡「マグナ」へ13名の生徒が現地ホームステイに派遣され、英語力の向上と貴重な異文化を体験し、大きな成果を収めました。

本年も引き続き、湯沢中学生の派遣事業を実施する中で、「マグナ」の学生も2回目の訪町が予定されており、今後も教育的交流を中心とした両地域の強固な友好関係を構築していきます。

南魚沼地域広域連合は平成18年3月31日解散となり、新たな運営となります。

4月1日以降は、南魚沼市への業務委託により、従来同様連携を密にして、対応していくこととなります。

国民健康保険

異動届は 14 日以内に

この春、進学する方あるいは社会人となる方、それぞれ新たな生活に向けて準備を進められていることと思いますが、忘れてはならないのが保険証の確認です。国民健康保険証の内容に下表に掲げる異動が生じたときは、14日以内に届出が必要です。

【届出先】
国保年金係

学が発行されている方へ

平成18年度も引き続き在学中で、保険証の必要な方は、3月31日(金)までに在学証明証および学生証の写しを持参の上、更新手続きをしてください。

また、卒業・就職された方は、学の保険証・印鑑・加入保険証を持参の上、学非該当の届出においでください。

	届出が必要な事項	必要なもの
卒業・入学・就職したとき	修学のため、他の市区町村に住所を定めるとき(学該当の届出)	在学証明書・転出先住所・国保保険証・印鑑 在学証明書が間に合わない場合は、合格通知書など入学を確認できる書類を持参し、後日在学証明書を提出してください。
	学校を卒業し、就職して社会保険などに加入したとき(国民健康保険喪失の届出)	社会保険証・国保保険証・印鑑
	学保険証の交付を受けている方が卒業し、引き続き国民健康保険に加入するとき(学非該当の届出)	学保険証・国保保険証・印鑑・転入届
国保に入るとき	他の市区町村から湯沢町に転入してきたとき	印鑑・前住所地の市区町村の転出証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者をはずれた理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・国保保険証・母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印鑑・国保保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑・国保保険証・職場の健康保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・国保保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・国保保険証・保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国保保険証・年金証書
	湯沢町内で住所が変わったとき	印鑑・国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	国保保険証をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	印鑑・本人であることを証明できるもの(使えなくなった国保保険証)
	重度障害のある方が65歳になったとき、又は65歳を過ぎて重度障害の身体障害者手帳の交付を受けたとき(老人保健制度の届出)	年金証書・身体障害者手帳のいずれかの書類、保険証

年に一度は人間ドック

～国保が助成します～

高血圧や動脈硬化、がんなどの病気は、自覚症状のないまま身体の中で静かに進行します。早期発見のためにも、ぜひ人間ドックを受けましょう。生活習慣を見直すきっかけにもなります。

【対象者】

- ・昭和7年10月1日から昭和41年4月1日生まれの方で、湯沢町に住所を有し、国民健康保険の被保険者期間が1年以上の人。
- ・国民健康保険税を納付している人。

【申込方法】

別紙申込書(水色)に必要な事項を記入して、住民課窓口へ提出してください。申込書は、住民課窓口にもあります。

(電話での申し込みは受付できません。)

【申込期限】

3月24日(金)

(定員になり次第締め切ります。)

今年度より、対象年齢の上限を5歳拡大しました。ただし、老人保健の受給者は対象になりません。

受診月は、申し込み順となりますので、申し込みが多い月については、希望どおりにならない場合もあります。

【申込・問い合わせ】

国保年金係

国保人間ドック健診料・自己負担額

助成の受けられる 指定医療機関	基本健診料 (A)	国保助成額 (B)	自己負担額 (A - B)	その他オプション料金
湯沢町保健医療センター	33,600円	24,100円	9,500円	子宮がん・乳がん検診で別途4,200円、前立腺がん健診は別途2,625円が必要です。
ゆきぐに大和病院	37,800円	25,800円	12,000円	子宮がん・乳がん検診、前立腺がん健診ともに基本健診料に含まれます。
小千谷総合病院	37,800円	25,800円	12,000円	子宮がん・乳がん検診は基本健診料に含まれますが、前立腺がん健診は別途1,575円が必要です。

	一般住宅	併用住宅	旅館	店舗	その他	計	前年	増減
確認申請	12	0	2	0	10	24	39	15
工事届	0	0	0	0	0	0	1	1
計画通知	0	0	0	0	1	1	1	0
計	12	0	2	0	11	25	41	16
前年	21	5	2	1	12	41		
増減	9	5	0	1	1	16		

平成17年の建築確認の申請件数は25件と前年を16件下回り、平成12年から6年連続減少しています。用途別で見ると、一般住宅が12件と最も多くなっています。

【問い合わせ】 都市計画係



6年連続減少!

平成17年建築確認等受付件数

建設課からのお知らせ

784・4852

平成 18 年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

納税者が所有する土地・家屋の価格と、他の納税者の土地・家屋の価格を比較できるように、土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます。

【縦覧期間・時間】

4月1日(土)～5月31日(水) 午前8時30分～午後5時15分(役場閉庁日を除く。)

【縦覧場所】

湯沢町役場税務課

【縦覧できる方】

土地・家屋の固定資産税納税者及び同居の親族

納税者の代理人(委任状が必要)

【縦覧の内容】

土地価格等縦覧帳簿...所在地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿...所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

電話でのお問い合わせにはお答えしていませんので、ご了承ください。

【手数料】

無料

固定資産課税台帳の閲覧について

固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができるとともに、借地・借家人等も固定資産課税台帳の閲覧が可能です。

【閲覧場所】

湯沢町役場税務課

【閲覧できる人とその閲覧物件】

閲覧対象者	閲覧物件
納税義務者	当該納税義務者に関わる固定資産
借地人 ・土地の賃借権を有する者 ・その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているもの)を有する者	当該権利の目的である土地
借家人 ・家屋の賃借権 ・その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているもの)を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
固定資産の処分をする権利を有する一定の者 ・所有者(賦課期日後に取得した者) ・破産管財人等	当該権利の目的である固定資産

納税者の代理人、同居の親族も閲覧することができます。

電話でのお問い合わせにはお答えしていませんので、ご了承ください。

【必要な書類など】

土地・家屋の固定資産税納税者、同居の親族

...本人確認ができる運転免許証や健康保険証など

借地・借家人

...賃貸借契約書の原本など契約関係の証明できるものと本人確認ができる運転免許証や健康保険証など

代理人

...委任状と本人確認ができる運転免許証や健康保険証など

【閲覧期間】

通年(役場閉庁日を除く。)平成18年度分については4月1日から。

【手数料】

250円(ただし、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中は無料)

問い合わせ
資産税係

バイク・軽自動車などの届出は4月1日までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

人に譲渡または廃車した場合は、4月1日までに下記の問い合わせ先に届出をお願いします。また、町外に住所などを変更した場合も届出が必要になります。使用していない車輛でも届出をしないと、毎年課税になりますので、お気をつけください。

なお、湯沢町ナンバー車種の廃車など変更の手続きには、ナンバープレート・印鑑を税務課までお持ちください。

標識番号	車種	届出・問い合わせ
湯沢町	原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 (農耕作業用、その他)	資産税係 ☎ 784 - 3452
長岡	軽二輪車 二輪の小型自動車 軽三輪車 軽四輪車 等	軽自動車検査協会 新潟主管事務所長岡支所 (〒 940 - 1163 長岡市平島 1 - 3) ☎ 0258 - 22 - 0555

固定資産税の減免について

今冬は、例年になく異常豪雪となりました。

災害により著しく被害を受けた当該家屋の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、町長が必要と認められた場合は減免を受けることができます。

減免の割合は損害の程度によって異なり、当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じた場合に適用になります。

減免を受けたい方は、納期限前7日までに減免を受けようとする理由を記載した申請書を町長に提出することが必要となります。

【問い合わせ】

減免申請について

資産税係

納付等の相談

収納課収納係

784・3056



2月の建設工事等入札結果(落札額 250万円以上)

番号	工事名等	契約金額(円)	請負業者
管受第 14 号	神立小学校給水設備改修工事	5,775,000	(有)ときわ住設

平成18年4月1日から

新たな介護保険制度が始まります！

わが国の高齢化は急速に進行しており、65歳以上の人口は増え続けています。湯沢町の全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は平成18年2月1日現在25.93%で概ね4人に1人の割合となっており、全国及び新潟県平均を上回っています。また、10年後には第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）の方が65歳以上となり、超高齢社会に向けて更なるサービスの構築が急がれています。

このような状況の中、国による介護保険制度の全般的な見直しが行われ、新たな介護保険制度が平成18年4月1日にスタートします。

新予防給付スタート！

高齢者の健康で活動的な生活を支援するために、介護保険「新予防給付」による「介護予防サービス」が始まります。

新予防給付は、軽度者に対する予防重視型の介護保険制度です。介護が必要になることを予防し、介護が必要になってもそれ以上悪化しないように、高齢者の自立を支援します。

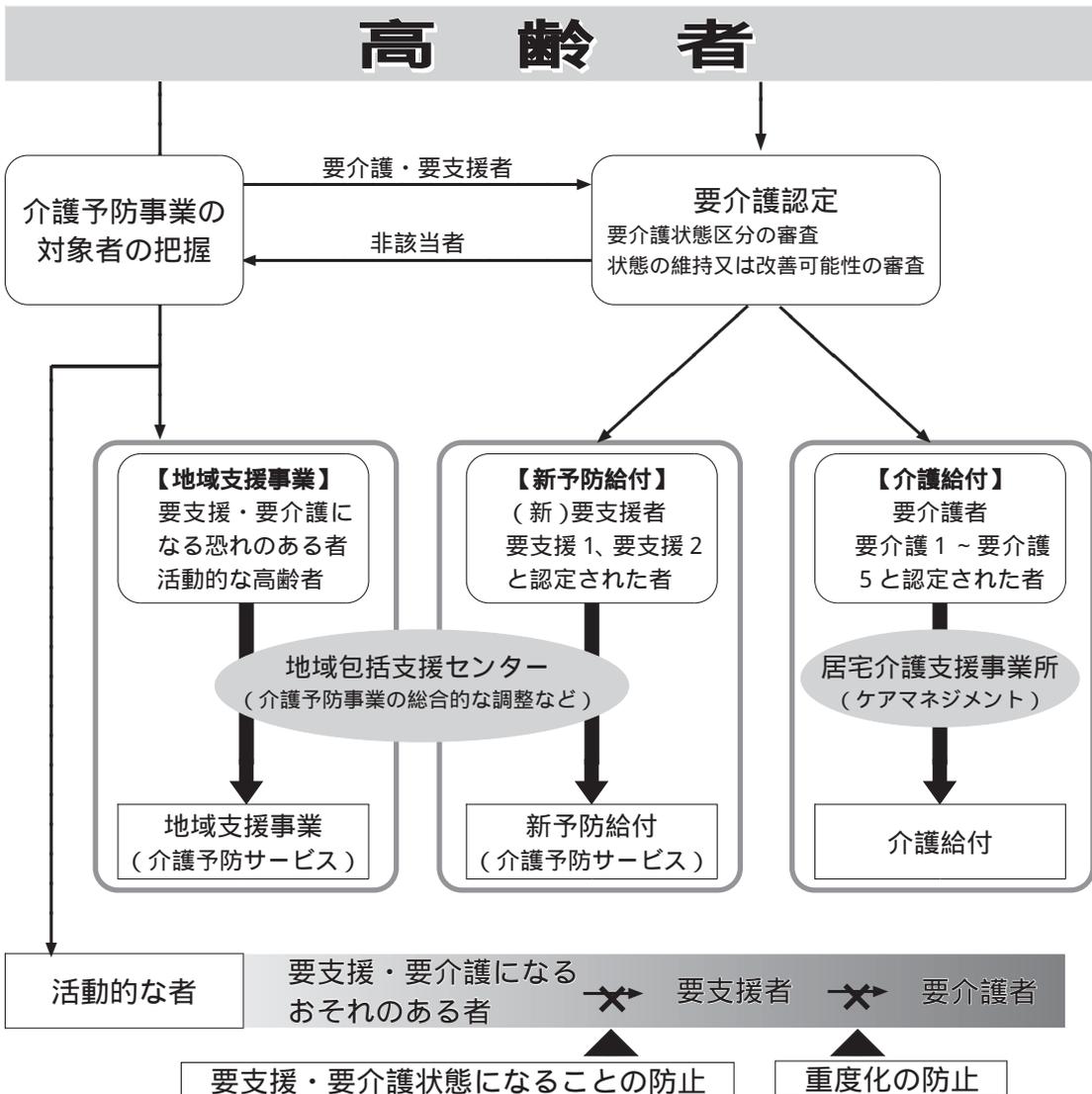
サービスを受けるためには、介護保険の適用を町に申請することが必要です。申請があ

ると、介護保険認定審査会で審査し、要介護（要支援）の認定をします。要介護（要支援）認定で、「要支援1」または「要支援2」と認定された方は、新予防給付による介護予防サービスを受けられます。

要介護認定が変わります！

4月から新予防給付のスタートに伴い、これまでの要介護認定が変わります。要介護度は、要支援1・2、要介護1から要介護5の7段階に設定されます。

新たな要支援者は、介護の



介護予防サービスはどんなサービス？

介護予防サービスは、現在の訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などを、高齢者が生きがいをもって自分の生活を創れる機能を向上させるサービスに転換したものです。

例えば訪問介護では、掃除や食事の準備などにおいてご本人が少しの手助けでできることはヘルパーが手助けしながら一緒に行い、できないことのみヘルパーが支援します。ヘルパーはご本人や介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談し、利用者ご本人の状態をみながら「自分でできること」を少しずつ増やし、意欲や充実感を生み出すようなサービスを提供していきます。

その人らしい尊厳のある
生き方、自立した生活へ

介護予防サービスの具体的な内容は、今後お知らせします。



必要度、状態の維持・改善の可能性の観点から認定されます。現在要支援である方は、要支援1になる方が多いと思われる。現在要介護1の方で、改善の可能性が高い方は要支援2と認定されます。要介護1から要介護5の方は、これまでどおり介護給付によるサービスが提供されます。

現在、要介護認定を受けている方は、更新認定により新たな要介護度に移行するため改めて申請する必要はありません。

地域包括支援センターが 設置されます

地域包括支援センターは、町が主体となり、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう総合的・包括的な事業を運営します。保健師・介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士などの職員が、専門性を活かした介護予防事業の総合的な調整（介護予防ケアマネジメント）や総合相談等を行います。

地域包括支援センターで 介護予防プランを作ります

地域包括支援センターでは、要支援・要介護になるおそれのある方、要介護認定で非該当となった方を対象に、介護予防プランを作成し、地域支援事業のサービスを利用して介護予防に取り組みます。

また、要介護（要支援）認定で要支援1、2と認定された方については、地域包括支援センターで利用者の状況に合った介護予防プランを作成し、それに基づいた介護保険新予防給付の介護予防サービスを利用します。（介護予防プランの作成を居宅介護支援事業所に委託することもあります。）

地域支援事業とは

現在、湯沢町が実施している老人保健事業や、介護予防・地域支え合い事業などを再編し、要支援状態になる前からの介護予防を推進する新たな事業です。

要支援・要介護になるおそれのある方は、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、うつ予防、認知症予防を目的としたサービスを行い、生き生きとした生活ができるように支援します。

活動的な高齢者には、介護予防に関する情報の提供を行う事業や地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防活動、地域住民への活動

の場の提供などの支援を行い、元気で自立した生活が続けられるような事業を展開します。

介護保険制度改正のお知らせ

福祉用具購入費

4月1日から、介護保険の給付対象となる福祉用具購入は、指定を受けた事業所から購入した場合のみとなります。

住宅改修

4月1日から、介護保険で住宅改修費の支給を受ける場合は、改修工事の着手前に申請が必要になります。

申請には、申請書のほか施行箇所の現況写真、施工業者の見積書、住宅改修が必要なる理由書（ケアマネジャーが作成）などが必要です。

新たな介護保険制度の詳細は、今後も広報ゆざわの中心でお知らせします。

【問い合わせ】

介護保険係

在宅介護支援センター

784・3000

「ご利用ください」

町の奨学金貸与と就学援助

奨学金貸与制度

修学への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【奨学生の資格】

- ・湯沢町に住所を有する者の子弟であること。
- ・高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校または各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給与または貸与を受けていない者。
- ・心身ともに健全で、修学に對する意欲のある者。
- ・世帯の前年の所得税の合計が50万円以下であること。

【貸与額】

- ・高等学校又は専修学校の高等課程等
 - ・月額20,000円以内
 - ・大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等
 - ・月額50,000円以内
- 【貸与期間】
貸与決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで。

【貸与利息】

貸与利息は無利子です。

【返還期間・方法】

貸与が終了した翌年度から貸与を受けた年度数の2.5倍の年数で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【申請受付期間】

- ・3月13日（月）～31日（金）
- ・町の予算の範囲内での貸与となりますので、申請者多数の際には貸与できない場合があります。なお、申請者少数で、予算に余裕がある場合においては、年度途中でも受付します。
- ・申請書は学校教育課へ請求ください。

就学援助制度

経済的理由等により、就学困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の一部を援助する制度です。保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査して

認定した場合に支給されます。なお、認定は単年度ごとですので、現在認定されている方でも申請が必要です。

【申請に必要なもの】

申請書（教育委員会学校教育課にあります。）
添付書類

- 町民税の課税証明書、確定申告書の写し、源泉徴収票など所得を確認できるもの
- 児童扶養手当を受けている場合には、最新の児童扶養手当の証書又は認定通知書の写し
- 世帯更生資金（生活福祉資金）の貸付を受けている場合には、世帯更生資金の貸付決定書の写し

- 町民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険料（税）の減免及び免除を受けた場合はその決定通知書の写し

【申請受付期間】

3月13日（月）～31日（金）

詳しくは、湯沢町教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

新潟県交通災害共済に加入しましょう

「あなたの支えがみんなの助けあいにつながります」

平成18年度新潟県交通災害共済の加入申込が始まりました。平成17年度新潟県交通災害共済は平成18年3月31日で共済期間が終了します。

平成18年度分につきましては、町内会長さん等を通じて加入申し込みを受け付けますので、引き続き加入されることをお願いします。

交通災害共済とは

会員が交通事故にあわれた場合に、市町村として救済対策を講じることを目的とした、県民相互救済の制度です。重度後遺障害および死亡した際に、最高120万円の見舞金が支払われます。

加入条件

町内にお住まいの方、またはその家族と生計を一にし、町外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。ただし、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している方は加入できません。

会費

年間1人500円です。途中加入についても同額です。

共済期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間です。なお、4月1日以降も加入できますが、金融機関に会費を納めた翌日からの共済期間となります。会費納入日に交通災害にあっても見舞金の対象にはなりませんのでご注意ください。

申込

平成18年度の加入申し込みは、各町内会長さんのご協力を得て加入手続き（申込書の配布等）をしています。

なお、町内会に属していない方は、問い合わせください。

【問い合わせ】

環境生活係

違法駐車取締りが変わります

～平成18年6月1日から～

車両の所有者などを対象とした放置違反金の制度が導入されます。

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命令されます。

法律上は、車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配、管理する「車両の使用者」が命令の対象となります。

民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います。

民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取り付けます。(確認標章の取付けは警察官又は交通巡視員も行います。)

駐車監視員は、地域住民の意見・要望等を踏まえて策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動します。

悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか事故の原因にもなります。そこで、放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。

放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります。

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

詳しくは、警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/>

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の施行について

アスベストによる新たな健康被害を防止するため、県ではこれまで、県民相談窓口の設置、アスベスト使用建築物の実態把握、大気中アスベスト監視調査、アスベスト対策融資制度の拡充などのアスベスト対策を実施してきました。これに加え、対策の強化のため、昨年12月、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」を制定しました。この条例では、建築物からのアスベスト飛散防止措置や、建築物の解体から廃棄物の処分まで一貫したアスベスト規制の仕組みを作りました。このほか、施工業者名簿やアスベスト監視調査結果の公表など、県民の皆さんに積極的に情報を提供することなどを定めています。

本条例は、平成18年2月1日から全面的に施行(新潟市の区域については、新潟市条例が適用)されました。

【問い合わせ】

新潟県県民生活・環境部環

境対策課大気環境係

025・280・5155

就職ガイダンス

にいがた2007

平成19年3月卒業予定の大学生等を対象とした「就職ガイダンス」にいがた2007」を開催します。

県内企業人事担当者による説明会のほか、県職員、県警職員説明会、ハローワーク職員との就職相談会も行います。(参加学生の事前申込や参加費は不要です。)

【実施日時・会場】

・3月15日(水)

新潟会場

・4月24日(月)、25日(火)

東京会場

【主催】

新潟県、新潟労働局

【問い合わせ】

新潟県産業労働部労政雇用

課雇用対策班

025・280・5270

新潟県高齢者大学
学生募集

【応募方法】
所定の申込書によります。
(書類は当大学事務局に用意しています。)

【期日・会場】
6月～10月
新潟市、長岡市、上越市

【講座】

- ・教養講座(2年制)
- ・福祉ボランティア講座
- ・パソコン講座

【主催】

- (財)新潟県長寿社会振興財団(新潟県高齢者大学事務局)
- (財)新潟県長寿社会振興財団(新潟県高齢者大学事務局)

【問い合わせ】

(財)新潟県長寿社会振興財団(新潟県高齢者大学事務局)
025・285・1400
025・285・0303
FAX 025・285・0303

県域を越える自動車の
転出入に係る自動車税の
月割計算の廃止について

例1

年度の途中で自動車の所有者がA県からB県へ引越し、B県ナンバーに変更登録した場合

【現在】

… A県から月割りで還付を受け、B県からは月割りで課税されます。

【平成18年度以降】

… 月割計算による新たな課税も還付もなく、B県からは翌年度分から課税されます。

例2

A県のスズキさんからB県のタナカさんに車が売却された場合

【現在】

… 移転登録の際にB県でタナカさんに月割り計算による自動車税が課税され、A県からスズキさんに月割計算による自動車税が還付されます。
平成18年度以降

… 月割計算による新たな課税も還付もされません。翌年度分から、B県のタナカさんに自動車税が課税されます。

年度の途中で廃車した場合
今までどおり月割計算によつて自動車税が還付されます。

年度の途中で新規登録する場合
今までどおり月割計算によつて自動車税が課税されます。

【問い合わせ】

南魚沼地域振興局県税部
772・2665

2級ボイラー技士免許試験
受験資格取得のための講習

【日時】

4月3日(月)～5日(水)
午前9時～午後5時
「街道の湯」の定休日にあたり
ますが営業します。

【会場】

県立塩沢商工高校
【受講料】
12,000円
【講習用テキスト代を含む】

【申込・問い合わせ】
(社)日本ボイラ協会新潟支部
025・280・0100

3月21日は営業します
～町共同浴場～

3月21日(火)は、湯元共同浴場「山の湯」、三俣共同浴場

「街道の湯」の定休日にあたり
ますが営業します。
なお、山の湯及び街道の湯
は、3月22日(水)を振替休日
とします。

【問い合わせ】

(財)湯沢町都市施設公社
784・1511

お誕生おめでとございます

- 2月3日 野村 章晴さん
- 2月8日 南雲 拓己さん
- 2月15日 南雲 琉冴さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

- 2月15日 腰越 スミさん
- 2月16日 南雲 光治さん

類似文字で表記する場合があります。ご了承下さい。
広報に掲載してはしくない場合は、届出の際に申し出てください。

今月の納税等

- 国民健康保険税(第9期)
- 下水道事業受益者負担金(第4期)

納期限は、3月31日金です。
納税相談は、収納課(784 - 3056)で受け付けています。どうぞ、ご利用ください。